

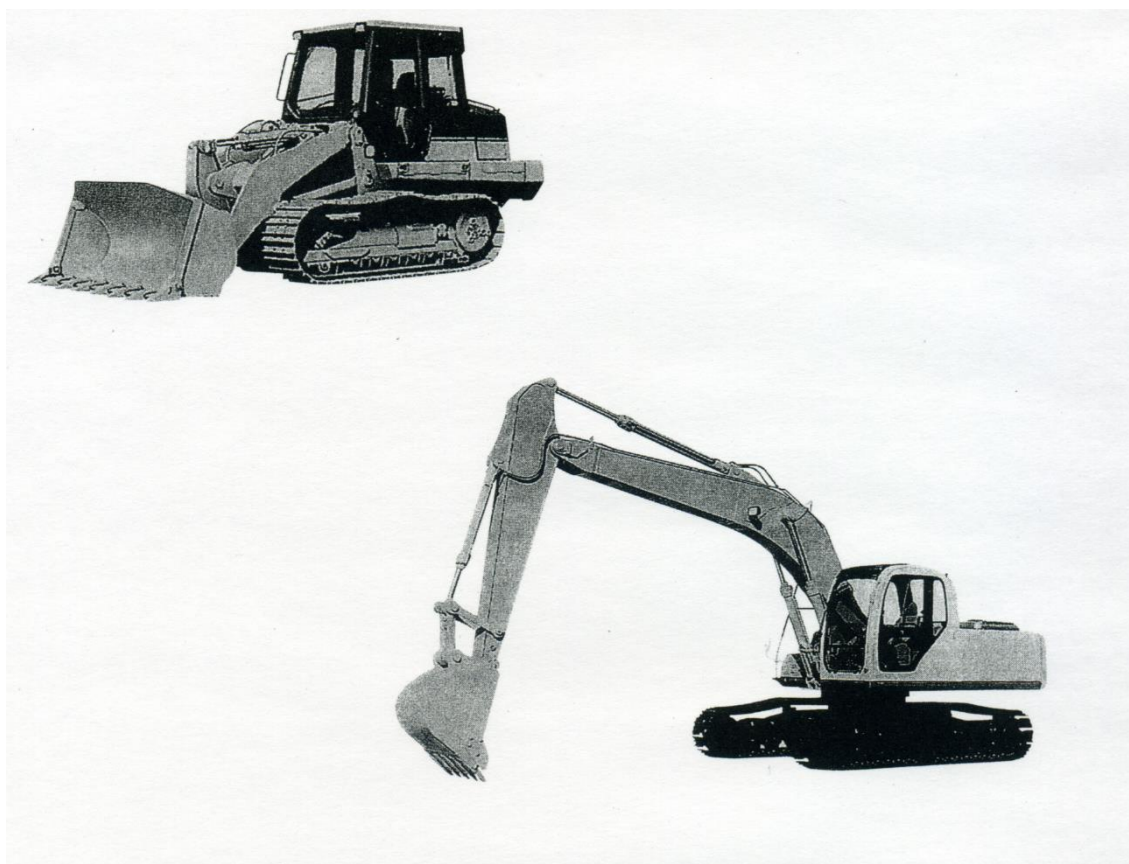
# 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

## 運転技能講習 ご案内

青森労働局長登録教習機関(登録番号・第36号)  
建設業労働災害防止協会 青森県支部  
(略称: 建災防)

労働安全衛生法第61条(就業制限)の規定により、機体重量3t以上の建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者でなければ運転の業務に就くことができないことになっております。

当支部は、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施することになりましたので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。



## 1. 対象機種

### (1) 整地・運搬・積込み用機械

- ①ブル・ドーザー      ②モーター・グレーダー      ③トラクター・ショベル
- ④ずり積機              ⑤スクレーパー              ⑥スクレープ・ドーザー

### (2) 掘削用機械

- ①パワー・ショベル      ②ドラグ・ショベル      ③ドラグライン
- ④クラムシェル          ⑤バケット掘削機          ⑥トレンチャー

## 2. 講習科目及び時間

### (1) 学科講習

- ① 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識（４時間）
- ② 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識（５時間）
- ③ 運転に必要な一般的事項に関する知識（３時間）
- ④ 関係法令（１時間）

### (2) 実技講習

- ① 走行の操作（２０時間）
- ② 作業のための装置の操作（５時間）

## 3. 講習科目の受講一部免除

- (1) 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系若しくは、ショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で第４種から第６種までの種別に合格した者。
- (2) 大型特殊自動車免許を有する者。
- (3) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、機体重量３ｔ以上若しくは３ｔ未満の（令別表第七 第１号・整地・運搬・積込み用機械、第２号・掘削用機械、第６号・解体用機械）に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務、又は最大積載量が１ｔ以上若しくは１ｔ未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に、３ヵ月以上従事した経験を有する者
- (4) 不整地運搬車運転技能講習を修了（修了証取得）した者。
- (5) 機体重量が３ｔ以上若しくは３ｔ未満の（令別表第七 第１号・整地・運搬・積込み用機械、第２号・掘削用機械、第６号・解体用機械）に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務、又は最大積載量が１ｔ以上若しくは１ｔ未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に、６ヵ月以上従事した経験を有する者。

#### 4. 受講料

区 分	受講科目 時 間	計	内 訳			
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	修了証 送付料	
一 部 免 除	(1) 建設機械施工技術検定	学科② 5 時間 実技② 5 時間	会 員 39,150 円 非会員 39,348 円	37,000 円	434 円	
	(2) 大型特殊自動車免許を有する者	学科②③④ 9 時間  実技 ② 5 時間	会 員 42,150 円 非会員 42,348 円	40,000 円		
	(3) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、3 t 未満の車両系建設機械（整地等）の業務若しくは、車両系建設機械（解体用）の運転業務又は、1 t 未満の不整地運搬車の運転業務に 3 ヶ月以上従事した経験を有する者					会 員 1,716 円  非会員 1,914 円
	(4) 不整地運搬車修了者					
	(5) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転業務又は、不整地運搬車の運転業務に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者					学科①②③④ 13 時間 実技② 5 時間

#### コロナウイルス 5 類感染症移行後のマスク着用について

・マスクの着用は個人の判断に委ねます。

#### 5. 修了試験

【学科】講習 2 日目の講義終了後、1 時間の筆記試験を行います。

【実技】基本操作・定められた方法による基本施工及び応用施工等

#### 6. 修了証

所定の科目を受講し、学科・実技双方の修了試験合格者には、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証」を交付いたします。

## 7. 講習日時及び会場

【学科】日時：令和 年 月 日( ) ～ 日( ) 午前9時00分～

会場：

【実技】日時：令和 年 月 日( ) 午前8時30分～

会場：建災防青森県支部 実技教習所

十和田市大字伝法寺字大窪2-38 (大窪企業団地内)

TEL 0176-28-3130

## 8. 申込方法及び提出書類

- (1) 受講申込書 (所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。)
- (2) 写真1枚 (胸上タテ3cm×ヨコ2.4cm、1年以内に撮影し無帽・無背景のものを申込書に貼付け下さい。)
- (3) 受講料 (前納制です。当支部・実施分会の窓口か、現金書留にて納付すること。)
- (4) 受講一部免除を受けようとする者は、有資格証の(写)を申込書裏面に貼付けすること。
- (5) 申込書により旧姓等の併記の希望する方は、旧姓を使用した氏名又は通称を確認できる書類を添付すること。

## 9. 受講定員及び締切り

1回あたりの受講定員は30名以内とし、講習開始の一週間前までにお申込みください。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承ください。

受講定員に満たない場合は延期又は中止になる事もございます。

## 10. その他

- (1) 電話による申込み予約等は行っておりません。
- (2) 受講当日は、必ず筆記用具を持参すること。  
実技講習においては、安全帽、作業服、軍手、安全靴(長靴可)を各自準備すること。(安全帽については、現地に備えてあります。)
- (3) 開講1週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- (4) 受講申込書は、当支部ホームページにて入手できます。  
建災防 青森県支部 (<https://www.ao-kensaibou.com/>)
- (5) 講習の日時及び会場については、お間違いのないようご注意ください。
- (6) 受講当日は、時間厳守といたします。

※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了試験

を受験できません。

- (7) 駐車場は、講習会場によって異なりますので、必ずお申込み後にお渡しする受講票にてご確認ください。

**11. お問い合わせ・申込先**

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目 9-13 青森県建設会館 1 F

TEL 017-773-6200 FAX 017-773-6201

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 上北分会

〒034-0081 十和田市西十三番町 4-10 建設会館 1 F

TEL 0176-23-6141 FAX 0176-20-1174